

議会運営委員会会議次第

日 時 平成29年8月22日(火)
午後1時30分～

場 所 第1委員会室

1. 議 題

- ① 平成29年第3回二宮町議会定例会の運営について
- ② その他

平成29年第3回二宮町議会定例会上程議案

番号	議案名
1	固定資産評価審査委員会委員の選任について
2	二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例の制定について
3	二宮町手数料条例の一部を改正する条例
4	平成29年度二宮町一般会計補正予算（第3号）
5	平成29年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
6	平成29年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
7	平成29年度二宮町介護保険特別会計補正予算（第1号）
8	平成29年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
9	平成28年度二宮町一般会計歳入歳出決算の認定について
10	平成28年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
11	平成28年度二宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
12	平成28年度二宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
13	平成28年度二宮町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
報告 1	平成28年度二宮町一般会計継続費精算報告について
報告 2	平成28年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成29年第3回二宮町議会定例会 議事及び会期日程 (案)

(平成29年8月22日 議会運営委員会)

1	9月 1 (金)	9:00	議会運営委員会	
		9:30	本会議	
	①署名議員の指名について			1番 小笠原陶子議員 13番 添田 孝司議員
	②会期の決定について			9/1~9/22の22日間
	③「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」の採択を求める陳情			協議事項
	④所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める陳情			協議事項
	⑤固定資産評価審査委員会委員の選任について			即決 議案第37号
	⑥二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例の制定について			総務建設経済常任委員会に付託 議案第38号
	⑦二宮町手数料条例の一部を改正する条例			総務建設経済常任委員会に付託 議案第39号
	⑧平成28年度二宮町一般会計継続費精算報告について			報告 報告第4号
⑨平成28年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について			報告 報告第5号	
2	9月 2日 (土)		休 会	
3	9月 3日 (日)		休 会	
4	9月 4日 (月)		本会議休会	
		9:30	総務建設経済常任委員会 総務建設経済常任委員会終了後 教育福祉常任委員会	付託案件審査
5	9月 5日 (火)		休 会	●休会：調整日
6	9月 6日 (水)	9:30	本会議	
	①委員長報告 (条例審査)			*報告・質疑・討論・表決
	②平成29年度二宮町一般会計補正予算 (第3号)			即決 議案第40号
	③平成29年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)			即決 議案第41号
	④平成29年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)			即決 議案第42号
	⑤平成29年度二宮町介護保険特別会計補正予算 (第1号)			即決 議案第43号
	⑥平成29年度二宮町下水道事業特別会計補正予算 (第1号)			即決 議案第44号
	⑦平成28年度二宮町一般会計歳入歳出決算の認定について			一括上程 提案説明 監査報告
	⑧平成28年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について			議案第45号
	⑨平成28年度二宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について			議案第46号
	⑩平成28年度二宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について			議案第47号
⑪平成28年度二宮町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について			議案第48号 議案第49号	
7	9月 7日 (木)		休 会	●休会：事項別説明送信
8	9月 8日 (金)		休 会	●休会：総括質疑前
9	9月 9日 (土)		休 会	
10	9月10日 (日)		休 会	
11	9月11日 (月)	9:30	本会議 決算総括質疑	質問者枠 (4名以内) ●協議：通告締切日
			平成28年度決算審査特別委員会設置	委員構成 (7名)
12	9月12日 (火)		休 会	●休会：一般質問前
13	9月13日 (水)	9:30	本会議 一般質問	受付 8/25~8/30 正午
14	9月14日 (木)	9:30	平成28年度決算審査特別委員会	*午前中現地視察

15	9月15日(金)	9:30	平成28年度決算審査特別委員会	
16	9月16日(土)		休会	
17	9月17日(日)		休会	
18	9月18日(月)		休会	敬老の日
19	9月19日(火)	9:30	平成28年度決算審査特別委員会	
20	9月20日(水)	9:30	平成28年度決算審査特別委員会	*質疑終了後 討論・表決
21	9月21日(木)		休会	●休会:委員長報告調整
22	9月22日(金)	13:00	本会議	*報告・質疑・討論・表決
	委員長報告(陳情・決算審査特別委員会)			
	本会議終了後 議会全員協議会			

協議事項

1. 陳情の常任委員会への付託および執行者への出席要請について

	陳情審査案件	執行者側 出席要請者	趣旨説明の有無
1	「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」の採択を求める陳情	<input type="checkbox"/> 教育福祉常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付	無
2	所得税法第 56 条廃止の意見書を国に提出することを求める陳情	<input type="checkbox"/> 総務建設経済常任委員会に付託 (担当部長以下) <input type="checkbox"/> 机上配付	有

2. 決算総括質疑の通告締切日について

8月31日(木) 17時00分とする。

3. 休会日とすることの確認について

- ①9月 5日(火) 調整日
- ②9月 7日(木) 事項別明細説明送信
- ③9月 8日(金) 総括質疑前
- ④9月12日(火) 一般質問前
- ⑤9月21日(木) 委員長報告調整のため

平成 29 年第 3 回二宮町議会定例会上程議案説明資料

番号	議案名及び議案内容等
1	<p>固定資産評価審査委員会委員の選任について</p> <p>武田圭子委員の任期満了に伴うもので、委員の選任にあたり、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意をお願いするものです。（総務課）</p>
2	<p>二宮町の開発事業における手続及び基準等に関する条例の制定について</p> <p>開発事業は、近年の社会情勢の変化に伴い多種多様な土地利用が図られており、要綱による指導では周辺住環境との調和や事前周知が困難な状況となっていることから、条例化することにより法的な拘束性を高め、開発事業における手続や基準等を定めるとともに、町民、事業者、行政が相互に協力や理解をしながら、住環境と調和がとれた開発事業の促進を図るため、本条例を制定するために提案するものです。 【例規集 1-5041】（都市整備課）</p>
3	<p>二宮町手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>近年の複雑多様化する社会情勢に鑑み、あらゆる消防業務申請に対応できる事務執行体制の確保を図るため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づき、本条例に必要な改正をするために提案するものです。 【例規集 1-8351】（消防課）</p>
4	<p>平成 29 年度二宮町一般会計補正予算（第 3 号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 467,142 千円を追加し、予算総額を 8,157,645 千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、町税の増及び地方交付税の減です。 歳出の主なものにつきましては、財政調整基金積立金の増です。</p>
5	<p>平成 29 年度二宮町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 205,729 千円を追加し、予算総額を 3,958,286 千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、繰越金の増です。 歳出の主なものにつきましては、国民健康保険財政調整基金への積立金と前年度の精算に伴う国庫支出金の返還金の増です。</p>
6	<p>平成 29 年度二宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 65,299 千円を追加し、予算総額を 879,486 千円とするものです。 歳入の主なものにつきましては、繰越金の増です。 歳出の主なものにつきましては、予備費の増です。</p>

番号	議案名及び議案内容等
7	<p>平成 29 年度二宮町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 55,868 千円を追加し、予算総額を 2,455,802 千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、繰越金の増です。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、前年度の精算に伴う国庫支出金の返還金と介護給付費準備基金への積立金の増です。</p>
8	<p>平成 29 年度二宮町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>歳入歳出それぞれ 4,346 千円を追加し、予算総額を 969,071 千円とするものです。</p> <p>歳入の主なものにつきましては、繰越金の増です。</p> <p>歳出の主なものにつきましては、予備費の増です。</p>
9	<p>平成 28 年度二宮町一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
10	<p>平成 28 年度二宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
11	<p>平成 28 年度二宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
12	<p>平成 28 年度二宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
13	<p>平成 28 年度二宮町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。</p>
報告 1	<p>平成 28 年度二宮町一般会計継続費精算報告について</p> <p>継続費として議決を経ました、地域福祉計画策定事業、梅沢人道橋補修事業及び都市計画基本図作成事業につきまして、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、継続費精算報告書を調製しましたので報告するものです。</p>
2	<p>平成 28 年度二宮町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について</p> <p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率について報告するものです。</p>

議案等の発送日 平成 29 年 8 月 25 日（金）

陳情書

平成29年8月8日

[件名]
「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」の採択を求める陳情

二宮町議会
議長 二見 泰弘 殿

[陳情の趣旨]

貴議会において、「薬害肝炎救済法の延長を求める意見書」を議決し、関係機関に提出いただくよう陳情いたします。

陳情人（陳情団体）

薬害肝炎弁護団・原告団

住所 横浜市中区山下町23番地
日土地山下町ビル2階
氏名 鈴木 順
電話 045-641-4142



[陳情の理由]

我が国における薬害肝炎問題を解決するため、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから早10年が経過しようとしています。

この間、本邦における薬害肝炎の被害者のうち2278人（厚労省発表平成29年4月末時点）が救済法による救済を受けてきましたが、特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上（企業推計、ただし1980年代以降）と推定されており、未だに多くの被害者が救済されないままとなっています。

厚生労働省では、各医療機関に残存するカルテ等の調査を促していますが、カルテ等の調査が実施されていない医療機関が未だ数多く存在します。また、現実にカルテ等の確認作業や調査に取り組んでいる医療機関も全国に複数存在しますが、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに調査及び請求を完了できる見込みは立っていません。

救済法前文に明記されているとおり「我々は、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」との理念からすれば、付則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがって、救済法の請求期限を延長すべき状況にあります。

また、この機会に、救済法における救済の不十分な以下の点についても、救済法の対象とし、薬害肝炎問題の全面解決に向け、薬害被害者が安心して暮らせるように法改正を進めるべきです。

- ① 症状悪化の場合の請求期限の撤廃（救済法第7条、同第9条）
- ② 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合を救済すること（救済法第6条1項）
- ③ 特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染も救済法の対象とすること

以上のことから、貴議会におかれましても、薬害肝炎被害者の全面救済のため、関係機関に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

所得税法第56条廃止の意見書を

国に提出することを求める陳情

〔陳情趣旨〕

中小業者の営業は、家族全体の労働によって支えられています。しかし日本の税制は、所得税法第56条「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文趣旨）により、家族従業者の働き分（自家労賃）を必要経費として認めていません。

家族従業者の働き分は事業主の所得となり、配偶者 86 万円、配偶者以外の家族 50 万円が控除されるのみで、これは最低賃金にも達しない額です。このことにより、家族従業者は社会保障や行政手続きなどの面で不利益を受けています。

政府は「青色申告にすれば給料を経費にできる」（所得税法第57条）と言いますが、これは税務署長への届け出と記帳義務などの条件付きであり、申告の仕方で納税者を差別するものです。しかも、2014年からはすべての中小業者に記帳が義務化されたので、所得税法第57条による差別は認められません。

家族従業者の人権を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書は、全国400以上の自治体で採択されています。第4次男女共同参画基本計画は、「女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度の在り方を検討する」と明記しています。世界の主要国では家族従業者の働き分を必要経費と認めています。国連女性差別撤廃委員会は2016年、「所得税法第56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しました。

以上の理由から、国へ意見書を提出して頂くことを陳情します。

〔陳情事項〕

1、所得税法第56条を廃止するように国に意見書をあげてください。

平成29年8月16日

二宮町議会議長

二見 泰弘 様

住 所 平塚市八重咲町24-35

代表者 平塚民商婦人部

部長 高瀬 初江

電 話 0463-21-1631



本会議におけるスライド(プロジェクタ)使用についての検討資料

※平成29年第3回定例会の一般質問で「試行」。

【前提】

- ①スライド画面は補助という位置付けであり、会議録には収録しない。口頭での解説をきちんと行う。
- ②視覚に訴える特性を活かすためにも写真・図表中心とする。口で話せば済む文字の挿入はなるべく避ける。
- ③一般質問時は手話通訳が左下に入るのので、映写資料作成時に配慮が必要。スライドに音声は入れない。
- ④執行者には事前にスライド資料を配付しておく必要あり。
- ⑤パソコンの原稿を(テレビで)直接読み込むことはできない。スクリーンに映写したものが放映される。
- ⑥パソコンは演壇か質問席のいずれかに設置。パソコン操作は発言する議員自身で行う。

【決定すること】

- スライドを使用する場面
- 枚数
- スクリーンの場所(下記A・B・C案のいずれか)

	A 窓側	B 入口側	C 議長席後方
テレビ放映	× スライドは斜めになるので映らない。新しいカメラを設置すれば可能だが、機器全体の入れ替えが必要。	○ 現行のカメラからスライドを写すことは可能。	◎ 現行のカメラでスライドを写すことは可能。(最も良い角度)
手話通訳	○ 写る。	△ 写る。ただし、現在の立ち位置・通訳用テレビの設置場所を後退させる必要あり。	○ 写る。
議場での見え方	△ 記者席でやや難あり	○ 問題なし	△ 執行者と議長は振り返らないと見えない
その他	<input type="checkbox"/> 設備改変なしにスライドのテレビ放映は難しい	<input type="checkbox"/> 時間表示があるので、高さ制限 <input type="checkbox"/> 通路が狭くなる。	<input type="checkbox"/> 壁にスクリーンを設置する必要あり(吸盤が可能な) <input type="checkbox"/> 焦点距離の短いプロジェクタが必要 <input type="checkbox"/> 照明の調整(点灯)が必要